

第六章 加入 脱退及會員

第三十三條

本組合ニ加入セントスル者ハ申込用紙ニ所要ノ記入ヲナシ、加入金貳拾錢ヲ添ヘ（切手ナル時ハ貳錢切手）本部又ハ所屬セントスル支部ヘ申込ムモノトス

第三十四條

中央委員會ハ加入申込ニ對シテ審査ヲ行ヒ加入ヲ承認シタルモノニハ組合員證及ビメタルヲ交附スルモノトス

第三十五條

但シ加入ヲ承認セザル者ハ加入金ハ返戻ス
本組合ヲ脱退セントスル者ハ其ノ理由ヲ明記シテ「メタル」及組合員證ヲ添附シ中央委員會ヘ申出ルモノトシ脱退ト同時ニ組合員トシテノ一切ノ權利ヲ失フモノトス

第三十六條

本組合ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノニ中央委員會ヨリ警告シ、又大會或ハ役員會ノ出席者三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ組合ヨリ除名スルコトヲ得
一、理由ナクシテ組合費三ヶ月以上滞納シタル者
二、本組合ノ目的、規約並ニ重要決議ニ違反シタル者
三、本組合ノ統制ヲ攪亂セントスル行爲アリタル者

第七章 附 則

第三十七條

本組合規約ハ大會出席代議員ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

第三十八條

特別ノ規定無キ限り採決ハ多數ヲ以テ決シ、可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條

本組合員ハ大會以外ノ總テノ會議ニ參加シ、發言スルコトヲ得
但シ決議ニ加ハルコトヲ得ズ

第四十條

本規約ハ本組合創立大會ノ日ヨリコレヲ實施ス

昭和二年十一月十一日

東京市神田區三崎町三ノ五水道橋通り

東電從業員組合

東電從業員組合

綱 宣 規

領 言 約